

高知県要配慮者避難支援対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県要配慮者避難支援対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を活用した実効性のある避難支援対策を推進するため、名簿情報に基づく個別避難計画の作成に関する業務（同意取得、計画改定及び訓練への参加を含む。以下同じ。）及び個別避難計画作成時や避難訓練の実施により必要性が判明した物資及び器材の整備（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、市町村とする。

(補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額)

第4条 補助事業の補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管

理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たって、受託団体に当該補助事業の一部又は全部を委託するときは、次の条件を付さなければならないこと。

事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに市町村長に報告するとともに、当該金額を市町村長に返還しなければならないこと。

（補助金の変更申請等）

第8条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書又は別記第3号による補助金交付中止・廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の取組内容を変更するとき。
 - (2) 補助金の交付決定額に対して増額又は30パーセントを超える補助金の減額変更を行うとき。
 - (3) 補助事業の区分間で、流用先の30パーセントを超える配分の変更を行うとき。
 - (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付又は補助事業の中止若しくは廃止の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市町村は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委託契約等)

第12条 市町村が補助事業に関し、受託団体と締結する事業委託契約には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 受託団体は、補助事業が終了したときは、補助事業の開始期日及び終了期日並びに補助事業の事業費その他必要な事項に関する実績報告を作成し、市町村に提出しなければならないこと。
- (2) 市町村は、受託団体が委託事業により収入を得たときは、その収入に相当する額を当該市町村へ納付するよう命じなければならないこと。
- (3) 市町村は、受託団体が補助事業の実施に当たり、別表第1に定める要件等を満たさなかったときは、既に交付した委託金の一部又は全部を返納させることができること。

(グリーン購入)

第13条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は令和4年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号から第5号まで及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年9月12日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条・第12条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助限度額
<p>(1) 個別避難計画の作成に関する業務</p> <p>ア 福祉専門職等による「名簿情報提供及び個別避難計画の作成のための同意取得」に係る経費（報償費、旅費、役務費及び委託料）</p> <p>イ 福祉専門職等による「個別避難計画の作成（改定を含む。）」に係る経費（報償費、旅費、役務費及び委託料）</p> <p>ウ 福祉専門職の「個別避難計画を活用した地域での避難訓練への参加」に係る経費（報償費、旅費、役務費及び委託料）</p> <p>※福祉専門職等の例・・・ケアマネジャー、相談支援専門員、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、NPO 等</p>	<p>1 市町村当たり2,000万円以内</p> <p>ただし、対象経費ごとに次のとおり補助対象上限額を定める</p> <p>(1)ア 取得した同意1件当たり1,000円</p> <p>(1)イ 作成した個別避難計画1件当たり3,000円</p> <p>(1)ウ 避難訓練に参加した個別避難計画対象者1人当たり3,000円</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>1 市町村当たり1,000万円以内</p>
<p>(2) 個別避難計画作成（改定を含む。）時又は避難訓練の実施により、必要性が判明した物資及び器材の整備に係る経費（需用費、備品購入費）</p> <p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子 ・担架 ・パワースーツ等 	<p>(2) 個別避難計画1件当たり10万円</p>		

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。